

市内指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部
障害計画課担当課長

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修修了の猶予措置
について

日頃から、本市障害保健福祉施策へ御尽力いただきありがとうございます。

さて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の資格要件につきましては、新規に開設した指定障害福祉サービス事業所等では、事業開始から 1 年間は、猶予期間として研修未受講であっても実務経験者である者をサービス管理責任者等とみなして配置することが認められております。

この 1 年間の猶予期間中に研修を修了しない場合、猶予期間の終了と共にサービス管理責任者等が不在となり、人員基準を満たさなくなる上、各種減算の対象となります。

また、本猶予措置は平成 31 年 3 月 31 日までの有期限ですので、平成 30 年 4 月 1 日以降に新規指定を受けた指定障害福祉サービス事業所等につきましては、平成 31 年 3 月 31 日までに必要な研修を修了する必要があります。

サービス管理責任者等の研修修了の猶予期間は、指定申請時に提出される研修受講誓約書をもって上記のとおり認めているものですので、研修の受講時期等は、事業所の責任により適切に管理される必要があります。各事業所におきましては、現在配置されているサービス管理責任者等の研修の受講状況等を改めて御確認いただき、サービス管理責任者等の不在期間が発生しないよう、適切に御対応ください。

※猶予期間中に各種研修（サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修等）を修了し、当課へ研修修了証の写しを提出していない事業所は、早急に事業者指定担当宛てに御提出ください。

【問合せ・研修修了証提出先】

障害計画課事業者指定担当

（郵送）〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

（持参）〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地

ソリッドスクエア西館 10 階

TEL : 044 (200) 2927 / FAX : 044 (200) 3932